令和４年度版

精神障害者のための

社会資源ガイドブック

御坊・日高圏域自立支援協議会

精神障害者地域支援部会

社会資源ガイドブック

～地域での安心な生活に向けて～

目　次

第１部　主な制度の説明

１　障害者総合支援法に関するサービス・・・・・・・・・・・・・・・　１
（１）障害者総合支援法とは

（２）障害福祉サービスの利用について
　① サービスの種類、内容
　② サービス利用までの流れ

（３）自立支援医療（精神通院医療）

（４）市町村地域生活支援事業

２　精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（１）精神障害者保健福祉手帳とは

（２）精神障害者保健福祉手帳をもっていると受けられるサービス

（３）申請について

３　障害年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（１）障害年金とは

（２）障害年金の請求手続き

４　精神障害者に対する保健福祉施策について（市町別）・・・　１７

第２部　その他の社会資源について

１　くらしに役立つ「社会資源」・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
（１）精神科医療機関（ひだか病院の場合）

（２）その他

２　相談機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（１）身近な相談先【２３ページ参照】

（２）和歌山県内の主な相談機関
（３）自助グループ

（４）精神科救急情報センター

３　障害福祉サービス事業所及び関係機関一覧・・・・・・・・・・・・・２３

　社会資源とは、生活をする上で役立つ身の周りにある全てのものです。私たちは、生活の中で必要な社会資源を結びつけて活用しながら毎日を送っています。その時々に合った社会資源を、良いタイミングで使うことにより、生活の幅がより豊かに広がります。そのための参考にしていただければ幸いです。

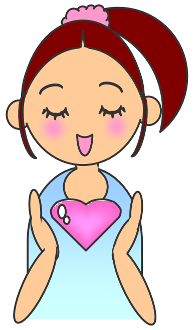

第１部　主な制度の説明

１　障害者総合支援法に関するサービス

（１）障害者総合支援法とは

障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律で、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図られるよう、様々な福祉サービスなどを定めています。

この法律では、精神障害だけでなく、身体障害、知的障害、難病の方を対象として、主に市町村がサービスを提供する仕組みになっています。

なお、サービスを受けた場合、負担能力に応じた利用者負担（１割）を支払う必要がありますが、世帯の所得に応じて上限額が決められています。

また、施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費、グループホームの家賃などは全額自己負担となりますが、所得の低い人は負担が軽減されます。

○障害者総合支援法による障害福祉サービス等の全体

総合的な支援の全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。地域生活支援事業については、地域の実情に応じて様々な事業を行います。

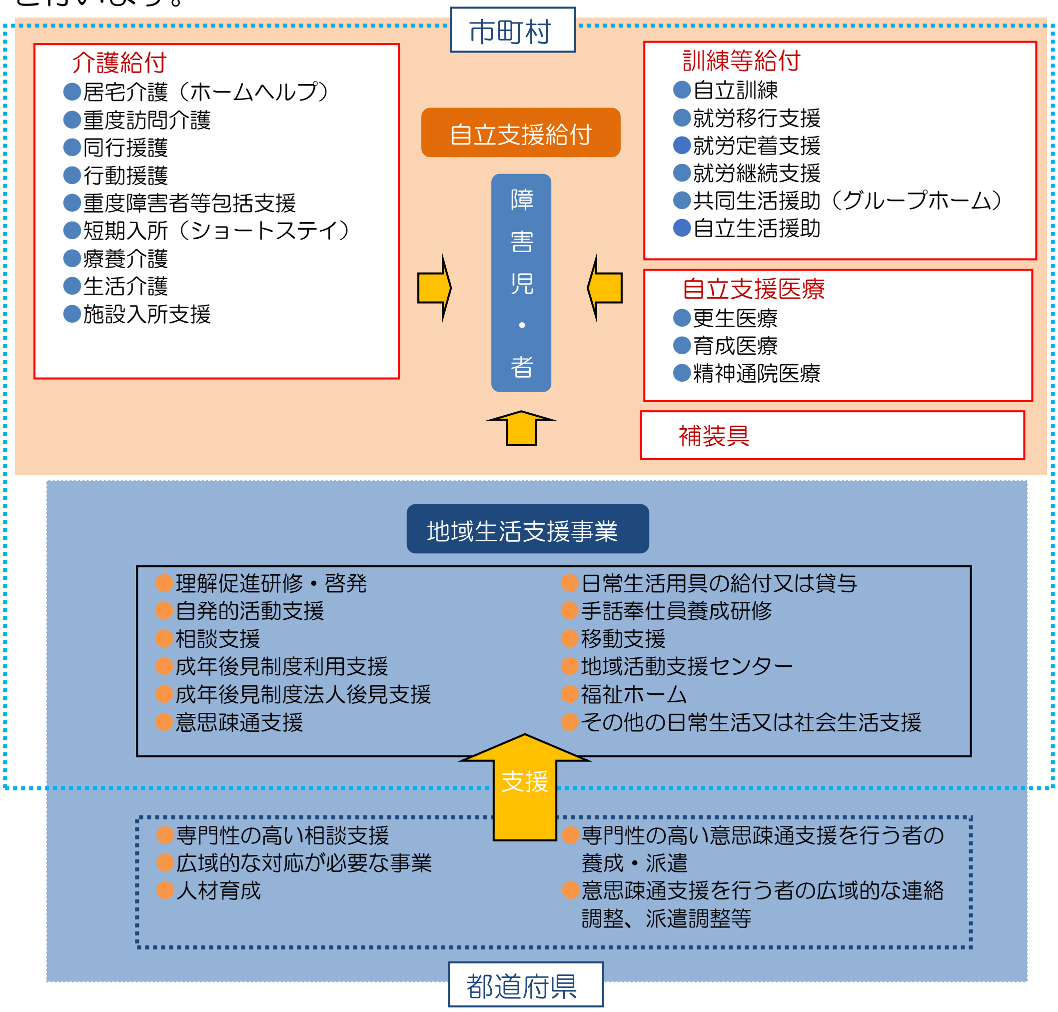

（２）障害福祉サービスの利用について

【相談窓口】各市町村の障害福祉担当窓口

①サービスの種類、内容

	訪問・入所	昼間の活動	居住支援
介護給付	**■居宅介護**（ホームヘルプ） 自宅での入浴・排泄・食事等の介護 **■行動援護**　知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護を必要とする障害者に、行動時の危険回避の援助や、外出時の移動の補助 **■短期入所（ショートステイ）**　在宅で介護者が病気などで介護が出来ない場合、短期間施設等へ入所しての入浴・排泄・食事等の介護	**■生活介護** 常に介護が必要な障害者に、昼間、障害者支援施設等で入浴・排泄・食事等の介護や、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会提供	**■施設入所支援** 施設に入所している障害者に、夜間の入浴・排泄・食事等の介護
訓練等給付		**■自立訓練（生活訓練）** 自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上の為に必要な訓練等の提供 **■就労移行支援** 就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上を図る訓練等を行う **■就労継続支援** 一般企業で就労が困難な場合、働く場の提供と共に、知識や能力向上のため必要な訓練を行う Ａ型（**雇用型**） 雇用契約を結び、就労可能と見込まれる人で、特別支援学校卒業者や一般企業を離職した人が対象 Ｂ型（**非雇用型**） 就労の機会を通して就労に必要な知識や能力の向上・維持が期待される障害者や就労経験があるが年齢や体力面の問題で雇用されることが困難になった人等が対象 **■就労定着支援** 一般就労に移行した人に就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	**■共同生活援助（グループホーム）** 地域で共同生活を営む障害者を対象に、住居において相談やその他の日常生活上の援助を提供 **■自立生活援助** 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う

地域移行支援	地域定着支援
精神科に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行い、障害のある方の地域生活への円滑な移行を目指す。	単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの「見守り」として必要な支援を行うことで、障害のある方の地域生活の継続を目指す。

○昼間の活動（日中活動）と居住支援（住まいの場）の組み合わせを選択して、利用することが可能になっています。

◇日中活動の場（複数選択可能）
- 生活介護
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援
- 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

＋

◇住まいの場
- 障害者支援施設での施設入所支援　又は、居住支援（グループホーム、福祉ホームの機能又は自宅）
- 自立生活援助

②サービス利用までの流れ

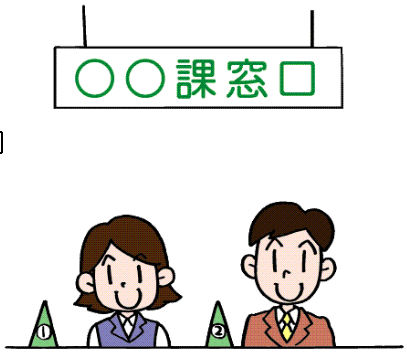

相談・申し込み

サービスを希望する人は、各市町村窓口や相談支援事業所に相談します。
利用者負担額を決定するための書類や資料をもらいます。

↓

申請・調査

希望するサービス利用を市町村窓口に申請します。
（相談支援事業所があなたの依頼により代理で行うことも可能です）
市町村から心身の状況についての調査（障害支援区分の認定調査）を受けます。（※１）

- 介護給付を希望する場合 ↓
- 訓練等給付を希望する場合 ↓
  - ■就労継続支援 ↓ 就労アセスメント及び訓練等給付の調査を受ける。

↓

審査・判定

市町村審査会で調査結果と医師の意見書を元に障害支援区分が決定。

（※１）障害支援区分認定

「介護給付」支給について適用され、「訓練等給付」については調査のみで障害支援区分の認定調査はありません。
認定に不服がある場合は、県に申し立てをすることが出来ます。

決定・通知

↓ サービスが必要とされると障害福祉サービス受給者証が交付されます。

サービス利用

↓ 相談支援事業所の支援を受けながらサービス利用計画を作成し、サービス提供事業所と契約を行い、サービス利用となります。

支払い

利用料は原則１割負担ですが、所得の状況により月額負担上限額が異なります。（※２）

〈主な福祉サービス〉

	居宅介護	生活介護	施設入所	短期入所	行動援護	グループホーム（＊1）
非該当						○
区分１	○			○		○
区分２	○	○（＊2）		○		
区分３	○	○	○（＊2）	○	○	
区分４	○	○	○	○	○	
区分５	○	○	○	○	○	
区分６	○	○	○	○	○	

＊１　訓練等給付のグループホーム（共同生活援助）も参考のため記載しました。
＊２　年齢が５０歳以上の場合。

（※２）利用料

●原則、利用したサービスの１割負担ですが、所得に応じた月額負担上限額が設定されています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区　分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯（＊１）	０円
一般１	市町村民税課税世帯（＊２所得割１６万円未満）（＊３）入所施設利用者（２０歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	９，３００円
一般２	上記以外	３７，２００円

＊１　３人世帯で障害基礎年金１級受給の場合、収入が概ね３００万円以下の世帯が対象となります。
＊２　収入が概ね６００万円以下の世帯が対象となります。
＊３　入所施設利用者（２０歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般２」の負担上限月額となります。

※ 詳しくは市町村まで問い合わせください。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次の通りです。

種　別	世帯の範囲
１８歳以上の障害者（施設に入所する１８、１９歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する１８、１９歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●高額障害福祉サービス費

以下の場合、月額負担上限額は変わらず、これを超えた分は高額福祉サービス費として支給されます。利用者負担額の領収書を持って市町村の窓口で申請します。食費や光熱水費等の実費は対象外です。

・同世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合
・障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合

●食費負担の軽減措置について

通所施設（事業）を利用した場合、生活保護、低所得、一般１［グループホーム利用者（所得割１６万円未満)］の方は、食材料費のみの負担となります。実際にかかる額のおおよそ３分の１の負担となります。(月２２日利用の場合、約５，１００円程度）なお、食材料費は施設（事業所）ごとに額が算定されます。

●グループホームの家賃補助について

グループホームの利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者１人あたりの月額１万円を上限に補助が行われます。(１万円未満は全額補助されます）

●高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減

ホームヘルプやショートステイなどの障害福祉サービスを利用してきた人が、６５歳以降にそれに相当する介護保険サービスを利用した場合、利用者負担が軽減される場合があります。

(3)障害者自立支援医療（精神通院医療）

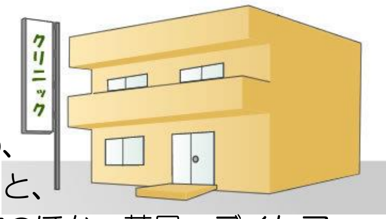

精神的な病気の治療は比較的長期にわたることが多いため、医療費の自己負担を軽くする制度です。この制度を利用すると、精神科通院にかかる医療費は原則１割負担になります。通院のほか、薬局、デイケア、訪問看護の支払いなども対象になりますが、入院にかかる費用は対象となりません。

【相談窓口】各市町の障害福祉担当窓口

●対 象 者

精神に障害のある方で、継続的に通院による医療の必要がある方が対象となります。市町村民税所得割額 23 万５千円以上の世帯で、以下に挙げる「重度かつ継続」に該当しない場合は、本制度の対象となりません。

「重度かつ継続」の範囲（以下ののいずれかに該当となる場合）

① 認知症などの脳機能障害
② アルコール依存症などの薬物関連障害
③ 統合失調症、妄想性障害などの統合失調症圏の疾患
④ うつ病、躁うつ病、神経性うつ病などの気分障害（感情障害）
⑤ てんかん
⑥ 以上の疾病に該当しない場合（神経症や人格障害など）精神医療に３年以上経験を有する医師等によって、計画的・集中的な通院治療が必要と判断された方
⑦ 疾病にかかわらず医療費が高額で、１年間に３か月以上高額療養費に支給を受けた世帯の方

●月額上限額

市町村民税非課税世帯の方や、課税世帯であっても「重度かつ継続」と認められる方は、１カ月ごとに支払限度額が設けられます。

市町村によっては、さらに独自の助成制度（自己負担分の補助等）を行っているところもあります。詳しくは 17 ページをご覧ください。

<table>
<tr><th colspan="3">市町村民税非課税</th><th colspan="3">市町村民税課税</th></tr>
<tr><td>生活保護受給者</td><td>本人収入が
80 万円未満</td><td>本人収入が
80 万円以上</td><td>所得割額が
３万３千円未満</td><td>所得割額が
3.3 万以上、23.5 万未満</td><td>所得割額が
23 万５千円以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">**生活保護**
負担０円</td><td rowspan="3">**低所得１**
負担上限月額
2,500 円</td><td rowspan="3">**低所得２**
負担上限月額
5,000 円</td><td colspan="2">中間所得
負担上限月額
医療保険の自己負担限度額</td><td>一定所得以上
公費負担対象外</td></tr>
<tr><td colspan="3">**「重度かつ継続」該当**</td></tr>
<tr><td>**中間所得層１**
負担上限月額
5,000 円</td><td>**中間所得層２**
負担上限月額
10,000 円</td><td>**一定所得以上**
負担上限月額
20,000 円※</td></tr>
</table>

※一定所得以上の方の上限額が 20,000 円とされるのは、令和６年３月 31 日までです。
この上限額の有効期限が延長されない場合は、それ以降公費負担対象外となります。

（4）市町村地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市町村が主体となって取り組むさまざまな事業の総称です。

【相談窓口】各市町村の障害福祉担当窓口、御坊・日高障害者総合相談センター

①相談支援事業

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に、障害者や家族等からの相談に応じ、さまざまな情報の提供や助言、専門機関との連携、障害福祉サービス等のサービスの利用に関する援助などを行います。

②成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

③成年後見制度利用支援

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に費用を助成します。

④日常生活用具給付等事業

てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障害児者及び精神障害児者に対し、頭部保護帽を給付します。

⑤移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）に、地域における自立生活及び社会参加を促すため、社会生活上必要な外出や余暇活動などの社会参加のための外出時の移動を支援します。

⑥地域活動支援センター事業

（御坊・日高地域活動支援センター）

障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする施設です。

在宅の障害者の自立や生活の改善、社会的孤立を防ぐため、創作的活動や生産活動、社会交流活動などの機会を提供します。

⑦その他

・日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

・地域生活アシスタント事業（御坊市のみ）

障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、本人の生活を見守り、生活リズムや健康維持、金銭管理及び余暇の過ごし方等の日常生活全体にわたる相談相手となり、自立と社会経済活動への参加に必要な援助を行います。

２　精神障害者保健福祉手帳

（1）精神障害者保健福祉手帳とは

　精神障害のある方の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的に交付されるものです。この手帳をもつことによって、いろいろな福祉サービスを受けることができ、また等級によっては税の減免や各種割引を受けられます。

【相談窓口】各市町村の障害福祉担当窓口

●**対 象 者**

　精神の病気のため、日常生活や社会生活にハンディキャップがある方で、手帳の交付を希望する人が対象です。初診日から６ヶ月経過後から申請できます。

　※ 入院しているかどうかや、年齢などによる制限はありません

　※ 知的障害の場合は、「療育手帳」の対象となります

●**等 級**

　手帳の障害等級には、精神障害の程度に応じて１・２・３級があります。

　疾患の状態や日常及び社会生活上でどれだけ障害となることがあるかなどをもとに、総合的に判定されます。

　　１級　日常生活の用を弁ずることが不能ならしめる程度のもの
　　　　（単独での日常生活が困難な程度のもの）

　　２級　日常生活が著しい制限を受ける程度のもの

　　３級　日常生活または社会生活に制限を受ける程度のもの

●**有 効 期 限**

　手帳の有効期限は２年です。更新の手続きは、有効期限の３カ月前から可能です。

　※ 有効期限の時期に特に通知はありませんので、期限切れに注意し、お早めに更新手続きをしてください。

●**記 載 事 項**

（外観）ケース

（記載内容）

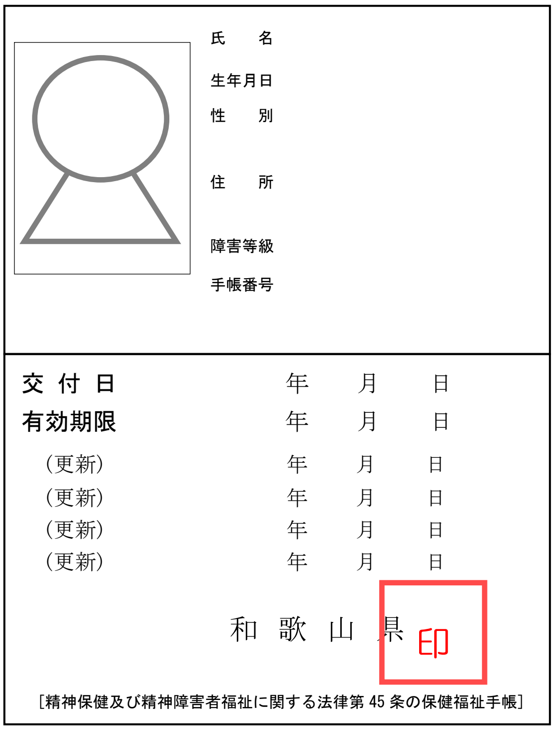

(2) 手帳をもっていると受けられるサービス

●税制上の優遇措置

手帳の等級に応じて、税制上の優遇措置を下記のとおり受けることができます。

措　置	内　容	問い合わせ先
所得税の障害者控除	本人または扶養者（必ずしも同居でなくてもよい）の課税所得から以下の所得が控除されます。 特別障害者控除（１級）　４０万円 障害者控除（２・３級）　２７万 同居の１級障害者の配偶者控除・扶養控除の加算額　３５万円	税務署 （給与所得者の場合、勤務先の給与担当）
個人住民税の障害者控除	本人または扶養者（必ずしも同居でなくてもよい）の課税所得から以下の所得が控除されます。 特別障害者控除（１級）　３０万円 障害者控除（２・３級）　２６万円 同居の１級障害者の配偶者控除・扶養控除の加算額　２３万円 ※前年分所得が１２５万円以下の方は非課税になります。	各市町税務担当課 （給与所得者の場合、勤務先の給与担当）
少額貯蓄非課税制度（マル優・特別マル優）	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託などの貯蓄の合計３５０万円までの利子が非課税になります。（マル優） 利子付国債、公募地方債の合計３５０万円までの利子が非課税になります。（特別マル優）	各金融機関 税務署
自動車税・自動車取得税の減免 軽自動車税の減免	下記の場合、自動車１台に限り減免を受けることができます。 ・手帳１級の交付を受けている本人又は生計同一者が所有する自家用の自動車で、本人運転の自動車又は生計同一者がもっぱら障害者の通院・通学・通所・通勤のために運転する自動車 ・身体障害者等（障害程度に制限あり。精神は１級）が所有する自家用の自動車で、身体障害者等のみで世帯が構成されていて、身体障害者等を常時介護する者がもっぱら障害者の通院・通学・通所・通勤のために運転する自動車 ※所定期日までに手続きをする必要がありますので注意してください。	自動車税及び自動車取得税は、県税事務所 軽自動車税は、各市町税務担当課
相続税の障害者控除	障害者が相続又は遺贈や相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した場合には、障害等級により一定の割合で相続税が減額になります。 １級　　２０万円×（８５歳に達するまでの年数） ２・３級　１０万円×（８５歳に達するまでの年数） ※平成２２年３月３１日以前に相続又は遺贈で財産を取得したときは、年齢要件が「７０歳に達するまでの年数」とされます。	税務署

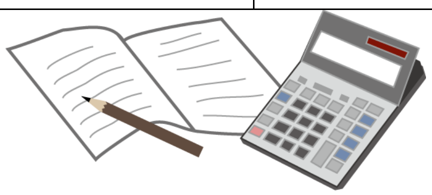

●後期高齢者医療制度

手帳１級又は２級の方は、６５歳から後期高齢者医療制度に加入できます。

後期高齢者医療制度では現役並みの所得がある方を除き、１割負担で医療を受けることができます。なお、保険料は一人ひとりの所得に応じて計算されます。

【相談窓口】各市町村の後期高齢者医療担当課

●生活保護受給障害者加算

生活保護を受けている方は、障害者加算がつく場合があります。

障害者加算の認定については、障害年金を受給している場合は年金証書により、障害年金を受給していない場合は障害者手帳により行われます。

【相談窓口】各市町村の生活保護担当課

●ＮＨＫ受信料の減免

手帳をもっている方で、以下の基準に該当する場合、手続きを行うことにより、ＮＨＫ受信料が減免されます。

全額免除	半額免除
手帳をお持ちの方が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税の場合	手帳１級をお持ちの方が世帯主で、受信契約者の場合

申請手続き

①申請書（市町村の窓口にあります）に必要事項を記入します。
②市町村に申請書を提出し、免除事由の証明を受けます。
　直接ＮＨＫ窓口に各種書類等を持って申請できる場合がありますが、詳しくはＮＨＫまでお問合せください。
③証明を受けた申請書をＮＨＫに提出（郵送）します。
④ＮＨＫで免除事由確認のうえ、折り返し「受理通知書」が送られてきます。

●携帯電話障害者割引

障害者に対する携帯電話基本使用料などの割引サービスが行われています。ご利用には申込みが必要です。詳しくはそれぞれの携帯電話の会社にお問い合わせください。

●ＮＴＴふれあい案内サービス（無料電話番号案内）

手帳の交付を受けている方で、申込みを行った場合、ＮＴＴの電話番号（１０４）が無料で案内されます。ただし、事前申し込みが必要です。

ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ ０１２０－１０４－１７４（全国共通）
受付時間 ９：００～１７：００
（土曜・日曜・祝日・年末年始は休業）

●県独自のサービス

■県営住宅入居の優遇

手帳（1 級または 2 級）のいる世帯で、同居しようとする親族がおり、現に住宅に困窮している方については、一般申し込み以外に優先入居の申し込みができる場合があります。収入要件については、月額 214,000 円以下になります。

【窓口】県建築住宅課、各振興局建設部

■県有施設使用料等の減免

県の施設を利用する場合、施設利用料や入場料が減免される場合があります。
利用の際には手帳の提示が必要です。
※内容が変更される場合がありますので、直接施設にお問い合わせください。

①入場料の免除（無料）が受けられる施設

紀伊風土記の丘資料館、自然博物館...

②入場料、駐車料金、施設使用料の減額措置（半額など）が受けられる施設

和歌山県民文化会館、和歌山県立情報交流センター、紀三井寺公園、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛、和歌山ビッグホエール、武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ、和歌山県立体育館、和歌山県立武道館...

●その他（公共施設、公共交通機関等）割引があります。

障害者手帳をもつ方に対して、施設・機関によっては割引を行っている場合があります。詳しくは各実施団体にお問い合わせください。

（3）申請について

●申請から交付までの流れ

申請書類をもらう

手帳の申請、交付の窓口は、お住まいの市町村です。市町村の障害福祉の担当窓口（もしくは主な精神科医療機関）で申請書類をもらいます。

申請に必要なものを用意する

■申請書　　■顔写真　縦４㎝×横３㎝（脱帽、上半身、１年以内に撮影したもの）※顔写真に関しては、省略することができます。

■添付書類（ア、イ、ウのいずれか）

（ア）医師の診断書（手帳用の診断書で、初診日から６カ月以上経過した時点のもの。）

（イ）障害年金証書の写し

精神の障害を理由とした年金証書の写しを添える場合は、直近の「年金振込（支払）通知書」、「年金裁定通知書」などが必要です。

（ウ）精神障害を理由とする特別障害給付金受給資格者証の写しなど

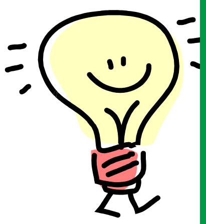

ポイント①

「医師の診断書」、「障害年金証書の写し」、「特別障害給付金受給資格者証の写し」はいずれかを用意します。詳しくは、市町村の窓口や医療機関などにお問い合わせください。

ポイント②

<u>**自立支援医療と同時に申請する場合**</u>

申請書 ⇒ それぞれに提出　　　診断書 ⇒ 手帳用診断書１枚で兼用

手帳は２年、自立支援医療は１年とそれぞれ有効期限が違うので、更新時期について注意が必要です。

約２ケ月

市町村の窓口に提出する

記入した申請書など、用意したものを市町村の窓口に提出し、申請します。

手帳の交付、受け取り

有効期限は２年

審査の上、手帳が発行となり、窓口で交付されます。手帳の交付日は、市町村窓口で申請が受理された日になります。

更新には申請が必要で、有効期限のおおむね３カ月前から手続きができます。

更新申請

変更申請、再交付申請等

障害の状態が変化した時には障害等級変更申請ができます。また、手帳をなくした（破損した）ときには再交付申請書、住所や氏名が変わったときには記載事項変更届を提出してください。詳しくは、各市町村の窓口にお問い合わせください。

３　障害年金

（1）障害年金とは

公的年金には、大きく分けて２つの制度（国民年金、厚生年金）があり、国民だれもが２０歳になると、必ずどちらかの年金制度に加入することになっています。

それぞれの年金制度に老齢年金、遺族年金そして障害年金という３つの年金が備わっており、病気やけがによって日常生活や就労の面で困難が多くなった状態（障害というハンデ）に対して支払われるのが「障害年金」です。

精神障害も障害年金の対象となりますが、条件によっては受給できないこともありますので、まずは病院のケースワーカーや相談支援専門員に相談するのもひとつの方法です。

●受 給 要 件

下記の３条件を満たしていることが要件となります。

①初診日に国民年金か厚生年金保険に加入していること、又は 20 歳到達時に障害年金１級から２級の状態に該当していること

②障害認定日に障害等級に該当する程度の障害状態にあること

※障害認定日とは、初診日から１年６カ月経過した日またはそれ以前で症状が固定した日です。（病院に行っていない場合や、原則として病院に行ってすぐに申請請求はできません。詳しくは病院の担当医にお聞きください。）

③保険料納付要件を満たしていること

※保険料納付要件を満たすためには、毎月保険料を納めなければいけませんが、納めることが経済的に難しい場合は、保険料免除手続きや納付猶予制度の手続きができます。

●保険料の法定免除

１・２級の障害年金を受けている場合や生活保護を受けている場合などは、その期間の国民年金保険料免除の手続きができます。市町村役場で、国民年金保険料免除事由届を提出すれば、月々の保険料を納めなくても、障害状態になった時に年金をもらうことができます。

●保険料の申請免除・納付猶予制度

法定免除事由に該当しなくても、保険料を経済的に納めることが難しい場合は、保険料免除を申請し承認されれば全額免除や一部免除、あるいは納付猶予制度の対象となります。具体的には以下の事由に該当すれば申請できます。

①前年の所得が一定額以下の場合
②学生で前年の所得が一定額以下の場合
③失業した場合
④配偶者から暴力を受けた場合
⑤自営業などを廃業した場合

等の時には、免除申請をすることができます。

原則として保険料納付要件を満たしていないと障害年金は全くもらえませんが、免除申請をすることで免除された期間を納付した期間としてカウントすることができるため、納付要件を満たしやすくなり、障害状態になった場合、障害年金を受け取れる要件を満たせる可能性が高まります。

●対象となる障害

精神的な障害の場合、対象となる傷病名は、主に以下のものです。
〇統合失調症、妄想性障害などの統合失調症等の疾患
〇躁うつ病などの気分障害（感情障害）
〇症状性を含む器質性精神障害（認知症、頭部外傷など）
〇てんかん　　〇知的障害　　〇発達障害　　など

●障害年金の種類

障害基礎年金：２０歳以上６０歳未満の国民を対象とする基礎年金の障害年金です。
（具体的には、自営業の方や学生の方等が該当します。）
障害厚生年金：民間企業に勤務する人や公務員等を対象とする障害年金です。

●障 害 等 級

障害基礎年金の場合は１・２級があり、障害厚生年金の場合は１・２級のほかに３級があります。

１級：日常生活をするのが不可能な障害
（目安として、長期入院中か入退院を繰り返している状態）
２級：日常生活が著しく制限を受ける程度の障害
（目安として、在宅生活をおくることは可能だが日常生活に不自由をきたす状態）
３級：労働に著しい制限を受ける程度のもの
（目安として、保護的就労や理解のある職場でなら働ける状態）

※通常、うつ病の場合は 2 級～3 級と判定されます。程度が軽ければ不支給となります。

●年金支給額（令和４年度額）※年度によって金額の変動があります。

・国民年金のみ支払っている方（年金額は定額で、毎年決まった額になります）
（１級）　障害基礎年金１級（９７２，２５０円）
（２級）　障害基礎年金２級（７７７，８００円）
※１８才未満の子供や２０才未満の障害のある子どもがいるときには加算金があります。

・厚生年金保険に加入している方
（１級）　障害基礎年金１級（９７２，２５０円）
　　　＋上乗せ部分の障害厚生年金１級
（２級）　障害基礎年金２級（７７７，８００円）
　　　＋上乗せ部分の障害厚生年金２級
（３級）　障害厚生年金３級（報酬比例の年金額のみ）
　　　最低保障額：５８３，４００円

※報酬比例部分といって､厚生年金保険に加入している期間が長いと厚生年金の部分（報酬比例分）の金額は高くなります。

※厚生年金の１・２級では、１８歳未満の子供や２０歳未満の障害のある子どもがいるときの加算金のほか、配偶者加給年金が支給される場合があります。

●窓　口

請求する障害年金は、<u>初診日（はじめて医療機関を受診した日）に加入していた年金の制度</u>によって、以下のように違う窓口になります。

<table>
<tr><th colspan="2">初診日における加入制度</th><th>請求年金</th><th>窓　口</th></tr>
<tr><td rowspan="3">国民年金</td><td>２０歳前の初診</td><td rowspan="3">障害基礎年金</td><td rowspan="2">・各年金担当課</td></tr>
<tr><td>第１号被保険者期間の初診</td></tr>
<tr><td>第３号被保険者期間の初診</td><td>・住所地管轄の年金事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2">厚生年金（第２号被保険者）</td><td>障害厚生年金
＋
障害基礎年金</td><td>・民間企業等の総務課
・事業所管轄の年金事務所
・共済組合窓口など</td></tr>
</table>

※第１号被保険者：学生や農業、自営業を営む人など、国民年金（基礎年金）のみ加入の方
　第２号被保険者：厚生年金に加入の方（民間サラリーマンや公務員の方など）
　第３号被保険者：第２号被保険者に扶養されている配偶者の方（サラリーマンの妻や公務員の妻など）

障害年金生活者支援給付金の概要

支給要件

年金生活者支援給付金は、消費税率の引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗して支給されるものです。

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

①　障害基礎年金※1 を受けている

②　前年の所得額が「4,721,000 円＋扶養親族の数×38 万円※2」以下である

※1　旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※2　同一生計配偶者のうち 70 歳以上の者または老人扶養親族の場合は 48 万円、特定扶養親族または 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の場合は 63 万円となります。

給付額

障害等級により次のとおりです。（令和４年度）

○　障害等級２級　＝　5,020 円（月額）

○　障害等級１級　＝　6,275 円（月額）

(2)障害年金の請求手続き

●請求手続きの流れ

初診日の確認、年金の納付状況の確認、これまでの治療歴をまとめておくと、その後の書類の用意等がしやすくなります。

担当窓口で請求のために必要な書類をもらう

担当となる窓口は、初診日に加入していた年金制度によって異なります。
国民年金の方は市町村役場、厚生年金の場合は会社の総務課などに聞くと良いでしょう。

請求書類の作成、用意

↓ 該当の医療機関に（年金用）診断書(受診状況証明書「初診証明書」)の作成を依頼します。年金申請用の診断書でないと年金申請はできないので、間違えないようにしましょう。その他必要な書類を用意します。住民票や裁定請求書などいくつかの書類が必要です。

書類の提出

↓ 用意した書類等を担当窓口に提出します。

審査

↓ 書類提出から審査を経て、おおよそ2～3カ月後に決定通知が届きます。（時期によっては、遅れる場合もあります）

決定通知

●障害状況確認届・診断書の提出

障害年金を受け始めた後、状態の確認のために書類等が送られてくることがあります。これらを提出せずにいると、障害年金の支給が一時停止することがありますので必ず提出してください。

■障害状況確認届

毎年、誕生月（20 歳までに初診がある方の障害年金は７月になります）に、「現況届」が日本年金機構から送られてきます。必要なことを記入して提出してください。

■診断書の提出

障害の状態の変化を確認するため、1～5年に1度、診断書の用紙が送られてきますので、診断を受けて提出してください。

4　精神障害者に対する保健福祉施策について

御坊・日高圏域　精神保健福祉等施策一覧　【R5.3.現在】

	①通院医療費制度	②作業所等への通所交通費の助成（公共交通機関に限る）	③障害者福祉年金・福祉手当の支給	④バス・タクシー運賃等の助成（③以外）	⑤公共体育施設・文化施設等使用料金の減免
御坊市 ［対象］	自己負担分の 1/2 を助成 ［自立支援医療受給者証（精神通院）所持者］	通所に係る費用月 12,000 円を限度に助成する。 ［手帳所持者・障害年金受給者・自立支援医療受給者証（精神通院）所持者］		バス・タクシー利用券の交付 100 円券×100 枚 ［身体 1・2 級、療育 A、精神 1.級、手帳所持者］	
美浜町 ［対象］	自己負担の 1/2 を助成 ［自立支援医療受給者証（精神通院）所持者］	通所に係る費用月 10,000 円を限度に助成する。（2km を超える場合） ［作業所の通所者］	・扶養手当 月 5,000 円（在宅） 月 4,000 円（施設） ［20 歳未満の手帳所持者の扶養者］ ・障害者福祉手当 月 2,000 円（在宅） （所得制限有） ［20 歳以上の手帳所持者の扶養者］	タクシーの料金の助成 年間 12,000 円 ［身体 1・2 級、療育 A、精神 1 級、手帳所持者］	
日高町 ［対象］	自己負担分を助成 ［自立支援医療受給者証（精神通院）所持者］	通所に係る費用月 10,000 円を限度に助成する。（受付は社会福祉協議会） ［在宅障害児者］	月 4,000 円を支給 ［（者）手帳 1・2 級所持者］（所得制限有） ［（児）手帳所持者］	タクシー利用 1 回につき初乗り料金を助成 （年間 36 枚） （受付は社会福祉協議会） ［身体 1・2 級、療育 A、精神 1・2 級手帳所持者］	温泉館（海の里）使用料の一部減免 （600 円→510 円） ［手帳所持者］
由良町 ［対象］	自己負担分を助成 ［自立支援医療受給者証（精神通院）所持者］	通所に係る費用月 10,000 円を限度に助成する。 ［手帳所持者］	（者）月 3,000 円 （所得制限有） （児）月 5,000 円 ［手帳 1・2 級所持者］	バス・タクシー利用券の交付 100 円券×150 枚 ［身体 1・2 級、療育 A、精神 1・2・3 級、手帳所持者］	
印南町 ［対象］	自己負担分を助成 ［自立支援医療受給者証（精神通院）所持者］	通所に係る費用月 10,000 円を限度に助成する。 ［手帳所持者］		バス・タクシー利用券の交付 500 円券×40 枚 ［身体 1・2 級、療育 A、精神 1 級、手帳所持者］	
日高川町 ［対象］	自己負担分を助成 ［自立支援医療受給者証（精神通院）所持者］	通所に係る費用月 10,000 円を限度に助成する。 ［手帳所持者］	月 3,000 円を支給 （18 歳以上は年収 120 万円未満の者に限る） ［手帳所持者］	・日高川町コミュニティバスの乗車料金が半額 ・バス、タクシー券の交付（年間 500 円×30 枚） ［身体 1・2 級、療育、精神、手帳所持者］	・町内温泉施設（美山温泉、きさくの湯、鳴滝温泉館）入場料半額・町内に住所を有する者は無料 ［手帳所持者］

第２部　その他の社会資源について

１　くらしに役立つ「社会資源」

(１)精神科医療機関（ひだか病院の場合）

① 精神科デイケア

●デイケアとは

精神科外来に通院する方に対するリハビリテーションを行っています。ご病気の影響で、生活リズム・人づきあい・勉強・仕事などがうまくいかなくなった方々が、自分の希望する社会生活を取り戻すことが目標です。

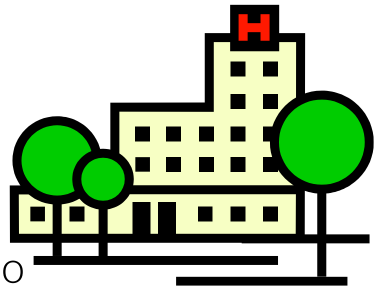

●**利用できる方**

外来通院されている方が対象です。

・生活リズムをつくりたい
・人づきあいの練習をしたい
・就職して自立した生活を送りたい

●**利用日時**　　月曜日～金曜日　／　９：００～15：００

	月	火	水	木	金
8:30～	開所				
10:00～	ラジオ体操・朝の会				
10:30～	個人活動	コグニサイズ	調理実習 自由時間	腰痛・膝痛体操	レクリ エーション
12:00～	昼食・昼休憩				
13:30～	太極拳体操	学習活動	DVD 鑑賞	ディケア会議	レクリ エーション
15:00～	終りの会				

●**活動内容**（下記は一例です）

※その他：お花見、夏祭り、クリスマス会、忘年会、温泉ツアー、心理相談などの行事もあります

② 精神科外来 OT（作業療法）

●精神科 OT（作業療法）とは

作業活動（手工芸、生活活動など）を行い、症状の軽減、気分の安定、対人交流技能の獲得・作業遂行能力の向上・生活リズムの獲得を図ります。

地域での生活の支援や就労支援も行っており、よりよい生活が送れるよう援助を行う通院リハビリテーションです。

●活動内容

手工芸・運動・レクリエーション・認知レクリエーションなど、個々に合わせた活動を行っております。

●活動日時

火・金曜日　／　９：３０～１１：３０（変更の場合あり）

③ 精神科訪問看護

●精神科訪問看護とは

退院を間近にした患者様や外来通院中の患者様が、家族や地域社会でよりよい生活を送ることができるように、看護師・精神保健福祉士・臨床心理士・作業療法士等が援助しています。

●精神科訪問看護内容の紹介

１．精神・心理的な看護
　例）精神・心理状態のケア、生活リズムのとりかた等
２．日常生活の看護
　例）食生活の援助、コミュニケーションに関する援助、保清の援助等
３．健康状態の観察
４．治療促進のための看護
　例）服薬指導、外来通院援助、主治医の指示による処置等
５．本人・家族からの相談
　例）社会資源（復帰）に関するもの、症状や対応に関するもの

●その他

上記の内容で、訪問看護を実施しており、サービス提供頻度は、患者個人の病状等で異なります。

(2)その他

①日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が十分でない方のために、権利擁護に関する相談・援助、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類の預かりサービスなどを無料または有料で行います。

【相談窓口】各市町村の社会福祉協議会

２　相談機関

（１）身近な相談機関（２３ページ）

① 市町村

精神保健福祉手帳や自立支援医療の申請、障害者自立支援法における障害福祉サービスの利用調整や決定、各種手当、福祉医療、軽自動車税減免等の窓口にもなっています。また、市町によっては通所交通費補助等の事業を実施しているところもあります。

なお、障害福祉に関する相談対応だけでなく、生活困窮や児童、母子、高齢者等に関する問題等へも対応しています。

また、相談対応だけでなく保健師による訪問等の支援も行っており生活全般にわたり相談できる身近で利用頻度の高い機関です。

②　社会福祉協議会

住み慣れた地域社会で安心した暮らしをするために、住民のみなさんとともに、ボランティア活動や在宅福祉サービスなど、地域福祉の推進に関する事業を行っています。

③ 保健所

各圏域ごとに設置されている保健所は、病気の予防、健康の保持、増進、生活環境の安定を図るなど、住民の健康を守る目的で設置された公衆衛生の第一線の行政機関です。

精神保健福祉に関しては、こころの健康相談、家庭訪問、精神保健福祉の普及・啓発、精神保健福祉関係団体の育成指導などを行っています。

④ 基幹相談支援センター

障害児者にかかわる相談支援を総合的に行っています。

⑤ 精神科医療機関

精神的な不調をきたした場合の治療機関として、精神科・心療内科などの医療機関があります。病院だけではなく、クリニックなどもあり、近年、不眠でも通院されている方が増えてきており、随分と身近なものとなりつつあります。気になる症状があれば、なるべく早く専門医に診てもらいましょう。

また、医療機関によっては精神科ソーシャルワーカー（精神保健福祉士）がいます。患者さんや家族の相談に応じ、医療と地域生活の橋渡しなど環境調整のお手伝いをしながら社会復帰・社会参加を支援しています。

⑥ 障害者就業・生活支援センター

障害のある方の職業生活における自立を図るため雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の人たちと連携しながら、就職や職場への定着が困難な方へは就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の支援を、またすでに就業している方へは職場定着支援を、就職希望のある方へは職場実習等を通した就職支援を行うなど、就業及び生活面で一体的な支援を行っている機関です。

⑦ ２４時間あんしんコールセンター
　地域で暮らす障害のある方やそのご家族の方が、地域で安心して生活を送ることが出来るように電話で相談したり、相談内容によっては緊急的に訪問支援を行ったりしています。２４時間、いつでも相談をお聞きします。）

（２）和歌山県内の主な相談機関

① 和歌山県精神保健福祉センター
　精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、保健所や地域の関係機関に対する技術協力や、教育研修、広報普及、調査研究、精神保健福祉相談、組織育成を主な業務としています。
　また、同センター内に「ひきこもり地域支援センター」「自殺対策情報センター」も併設されています。

② 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
　医学的、心理学的、職能的な専門分野の判定及び更生相談を行い、適時に各地で巡回相談を実施しています。地理的条件の不便な重度の障害者に対して訪問検査も行います。
また、同センターは、和歌山県高次脳機能障害支援拠点機関としての機能も併せもっています。

③ 和歌山県発達障害者支援センター
　自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害児者に関する相談支援、療育支援などを行っています。

（３）自助グループ

　当事者同士互いの経験を通して、支えあい、学びあい、自らの力を発揮しながら、仲間作りや社会への啓発活動などを行っています。精神障害当事者会、精神障害者家族会、断酒会などがあります。

① なぎさ会（日高地方家族会）
② 中紀断酒会（アルコール依存症者・家族の会）
③ 登校拒否・ひきこもりの子ども・青年を持つ日高郡・御坊市親の会
　（ひまわりの会）
④ NPO 法人ヴィダ・リブレ（ひきこもり支援機関）
⑤ 当事者会

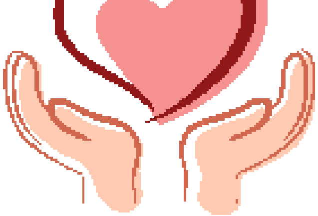

（4）精神科救急情報センター

　和歌山県では、精神科救急情報センターにおいて、緊急に精神科受診が必要な場合の受診先をご案内しています。

かかりつけの精神科医療機関があれば、まず、主治医にご相談ください。

↓

「かかりつけ医がいない」、「休診」、「時間外」などで困ったときには、「精神科救急情報センター」へ

・専用電話　070－2281－1633

・開設時間　平日　17：00～翌日9：00

　　　　　　土・休日　9：00～翌日9：00

※次のような場合は、それぞれの機関に連絡してください。

○薬がなくなったので出して欲しい。→かかりつけの医療機関を受診してください。

○悩みを聞いて欲しい。　→日中に各、相談機関にご相談ください。

○他人や自身を傷つけるおそれがある。　→警察に連絡してください。

○外傷や大量服薬などで身体症状がある。　→一般救急に連絡してください。

☆　お酒に酔っている状態のときには、相談に応じられません。

☆　かかりつけの医療機関がある方は、具合の悪くなったときの対応や連絡先を主治医と事前によく相談しておくことが大切です。

3　障害福祉サービス事業所及び関係機関一覧

(R5.3.現在)

● 訪問・入所

◇ 居宅介護

事業所名	住　　所	電話番号
美浜町社会福祉協議会	美浜町和田 1138-326	0738-23-5393
日高町社会福祉協議会	日高町小中 1308	0738-63-2751
由良町社会福祉協議会	由良町吹井 80-88	0738-65-3500
印南町社会福祉協議会	印南町印南 2009-1	0738-42-1433
日高川町社会福祉協議会	日高川町土生 160	0738-22-5424
ケアランド御坊	御坊市野口 1184	0738-24-1094
ヘルパーステーションあおぞら	御坊市薗 27-3	0738-22-1106
日高博愛園ホームヘルプサービス	御坊市薗 263-3	0738-24-1828
ニチイケアセンター御坊	御坊市薗 42-7	0738-32-3152
ヘルパーステーションキタデ	御坊市薗 98-3	0738-32-3060
ケアセンターおたっしゃ倶楽部 御坊・日高営業所	御坊市薗 531-7	0738-23-0396
かいてきケアステーション	御坊市塩屋町北塩屋 1400-6	0738-24-5558
ライフケアしあわせ	御坊市薗 184-6	0738-24-0676
ステーションつくし	御坊市湯川町富安 1875-1	0738-32-1427
ホームヘルプドリーム	由良町吹井 130	0738-65-2033
ヘルパーステーションはるす	日高川町川原河 264	0738-56-7010
ケアフルズ	御坊市島 695-36	0738-24-0593
愛あいケアフレンズ	御坊市湯川町小松原 650-1	0738-20-1090
ヘルパーステーションよつ葉	御坊市薗 147-1	0738-52-5201
ホームヘルプサービスケアビレッジ御坊	御坊市湯川町財部 377-6	0738-22-8612
ケア・ステーションこはる	御坊市島 280-11	0738-20-5109
訪問介護事業所　ホップ御坊	御坊市湯川町小松原 371-5	0738-24-3131
訪問介護ステーション　リンクス	御坊市湯川町財部 954-1	0738-24-2271
ケアサポートふくしん	印南町印南 2288-5	0738-20-5272
ケアサポートかえる	印南町印南 3297-2	0738-20-4861
おはな	日高川町小熊 3990-3	0738-20-1003
こころねケア	御坊市湯川町財部 778-4	0738-32-2401
訪問ケアステーションエヌケア	御坊市塩屋町北塩屋 1891-2	0738-20-1190
くらし	御坊市岩内 1036-13	0738-20-1988
ヘルパーステーションえくぼ	御坊市湯川町小松原 420-15 興土ビル 4F B 号室	0738-24-9161
ケアステーション奏	御坊市塩屋町北塩屋 714	0738-22-4811

◇ 行動援護

事業所名	住　　所	電話番号
日高町社会福祉協議会	日高町小中 1308	0738-63-2751
由良町社会福祉協議会	由良町吹井 80-88	0738-65-3500
日高博愛園ホームヘルプサービス	御坊市薗 263-3	0738-24-1828
ホームヘルプドリーム	由良町吹井 130	0738-65-2033
愛あいケアフレンズ	御坊市湯川町小松原 650-1	0738-20-1090

◇ 短期入所（ショートステイ）

事業所名	住　　所	電話番号
太陽福祉会　ショートステイオアシス	御坊市島 384	0738-23-3335
和歌山県福祉事業団　由良あかつき園	由良町吹井 130	0738-65-1230
和歌山県福祉事業団　由良みのり園	由良町吹井 949	0738-65-2660
太陽福祉会　ショートステイいちご	日高町小中 949	0738-24-9816

● 昼間の活動

◇ 生活介護

事業所名	住　　所	電話番号
和歌山県福祉事業団　多機能型事業所はな	御坊市薗 290-2	0738-23-2455
太陽福祉会　太陽作業所	美浜町和田 1138	0738-22-4885
和歌山県福祉事業団　由良あかつき園	由良町吹井 130	0738-65-1230
和歌山県福祉事業団　由良みのり園	由良町吹井 949	0738-65-2660
和歌山県福祉事業団　多機能型事業所陽	印南町西ノ池 1290-1	0738-43-1150
太陽福祉会　太陽川辺作業所	日高川町蛇尾字船木谷 476-17	0738-52-0074
和歌山県福祉事業団　多機能型事業所あおぎ園	日高川町坂野川 150	0738-55-8030
ひだか博愛園みちしおデイサービスセンター	日高町阿尾 646	0738-64-8041
デイサービスセンターえなの家	由良町衣奈 685	0738-70-0200
国立病院機構和歌山病院	美浜町和田 1138	0738-22-3256
和歌山県福祉事業団　多機能型事業所ゆら	由良町吹井 949	0738-52-5057

◇ 就労移行支援

事業所名	住　　所	電話番号
太陽福祉会　ワークステーションひだか	日高町荊木 310	0738-20-5179
和歌山県福祉事業団　多機能型事業所はな （そば&Cafe なかがわ）	御坊市薗 290-2 (御坊市御坊 105)	0738-23-2455 (0738-52-7285)

◇ 就労継続支援 A 型

事業所名	住　　所	電話番号
株式会社　ワークメイト印南	印南町印南 4485	0738-42-1186
株式会社　WSB 和歌山いなみ	印南町羽六 1130	0738-20-1131

◇ 就労継続支援Ｂ型

事業所名	住　　所	電話番号
太陽福祉会　太陽作業所	美浜町和田 1138	0738-22-4885
太陽福祉会　パン工房サンフルひだか	日高町小中 521-5	0738-63-1888
太陽福祉会　ワークステーションひだか	日高町荊木 310	0738-20-5179
和歌山県福祉事業団　多機能型事業所陽	印南町西ノ地 1290-1	0738-43-1150
太陽福祉会　太陽川辺作業所	日高川町蛇尾字船木谷 476-17	0738-52-0074
和歌山県福祉事業団　多機能型事業所あおぎ園	日高川町坂野川 150	0738-55-8030
株式会社松山　就労継続支援Ｂ型事業所ゆう	日高川町千津川 5426	0738-52-0169
太陽福祉会　太陽作業所 菜の花作業所	御坊市塩屋町南塩屋 450-7	0738-23-3267
和歌山県福祉事業団　多機能型事業所ゆら	由良町吹井 949	0738-52-5077
ケアサポートかえる	印南町西ノ地 20-4	0738-20-4861
ふわっぴー	御坊市湯川町富安 1880-1	0738-20-1859

◇ 地域活動支援センター

事業所名	住　　所	電話番号
御坊・日高地域活動支援センター	御坊市島 369	0738-32-7788

● 居住支援

◇ 共同生活援助（グループホーム）

事業所名	御坊・日高圏域内ホーム数	電話番号
太陽福祉会　太陽ホーム	10 ヵ所　　定員 57 名	0738-23-3335
和歌山県福祉事業団　グループホームゆら	7 ヵ所　　定員 38 名	0738-55-8030
和歌山県福祉事業団　グループホームはな	6 ヵ所　　定員 34 名	0738-52-7508
和歌山県福祉事業団　グループホームはる	4 ヵ所　　定員 24 名	0738-23-3335

● 計画相談

◇ 計画相談支援

事業所名	住　　所	電話番号
御坊・日高地域障害者生活支援センターあおぞら	御坊市島 369	0738-32-7051
日高圏域障害児者相談支援事業所ゆめ	御坊市薗 369	0738-32-7051
御坊・日高地域活動支援センター	御坊市島 369	0738-32-7788
社会福祉法人　印南町社会福祉協議会	印南町印南 2009-1	0738-42-1433
介護相談室　煌	御坊市湯川町財部 947-2	0738-22-8322
相談支援事業所 PIECE	由良町衣奈 685	0738-70-0114
ケアサポートかえる	印南町西ノ地 20-4	0738-20-1117

● 相談機関

◇ 市町

担当課名	住　　所	電話番号
御坊市健康福祉課	御坊市薗 350	0738-23-5645
美浜町子育て健康推進課	美浜町和田 1138-278	0738-22-4123
日高町子育て福祉健康課	日高町高家 626	0738-63-3801
由良町住民福祉課	由良町里 1220-1	0738-65-0201
印南町住民福祉課	印南町印南 2570	0738-43-8060
日高川町保健福祉課	日高川町土生 160	0738-22-9041

◇ 社会福祉協議会

事業所名	住　　所	電話番号
御坊市社会福祉協議会	御坊市薗 350 御坊市福祉センター内	0738-22-5490
美浜町社会福祉協議会	美浜町和田 1138-326	0738-23-5393
日高町社会福祉協議会	日高町小中 1308	0738-63-2751
由良町社会福祉協議会	由良町吹井 80-88	0738-65-3500
印南町社会福祉協議会	印南町印南 2009-1	0738-42-1433
日高川町社会福祉協議会	日高川町土生 160	0738-22-5424

◇ 保健所

機　関　名	住　　所	電話番号
御坊保健所	御坊市湯川町財部 859-2	0738-22-3481

◇ 障害者総合相談センター

事業所名	住　　所	電話番号
御坊・日高障害者総合相談センター	御坊市島 369	0738-32-7051

◇ ２４時間あんしんコールセンター

事業所名	住　　所	電話番号
２４時間あんしんコールセンター	御坊市島 369	0738-23-2439
２４時間あんしんコールセンターいなみ	印南町印南 2009-1	0738-42-1433

◇ 県内の主な相談機関

相談機関名	住　　所	電話番号
和歌山県精神保健福祉センター	和歌山市手平２丁目 1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛２階	073-435-5194
和歌山県子ども・女性・障害者 相談センター	和歌山市毛見 1437-218	073-445-5311
和歌山県発達障害者支援センター ポラリス	和歌山市今福３丁目 5-41 愛徳医療福祉センター内	073-413-3200

● 精神科医療機関

医療機関名	住　所	電話番号
ひだか病院精神科	御坊市薗 116-2	0738-22-1111
むらがき心療内科クリニック	御坊市島 646-1	0738-20-1167
県立こころの医療センター	有田郡有田川町庄 31	0737-52-3221
紀南こころの医療センター	田辺市たきない町 25-1	0739-22-2080

● 訪問看護（精神科）

医療機関名	住　所	電話番号
ひだか病院精神科	御坊市薗 116-2	0738-22-1111
訪問看護ステーションひまわり	美浜町田井 313-1	0738-24-3363
訪問看護ステーションキタデ	御坊市湯川町財部 724	0738-24-0100
ひなた訪問看護ステーション	御坊市湯川町小松 420-15	0738-24-9559
訪問看護ステーションひだかスマイル	湯川町財部 706-5	0738-24-3225
訪問看護ステーションメンタルナース	和歌山市神前 488-4 休憩所：御坊市湯川町財部 889	073-488-6839

● その他

事業所名	住　所	電話番号
紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと	御坊市湯川町丸山 478-1	0738-23-1955
和歌山県断酒道場 （アルコール依存症者回復支援施設）	由良町白崎	0738-65-1231
和歌山県精神科救急情報センター		070-2281-1633
ヴィダ・リブレ	美浜町和田 1131-2	080-1490-5927

精神障害者のためのガイドブック

発行：御坊・日高圏域自立支援協議会
精神障害者地域支援部会

発行年月日：令和５年３月